

# 個人事業主のための遺言書

～事業とご家族を守るために～

## 個人事業主にこそ遺言書が必要な理由

- ▶ 事業用資産 = 個人資産
- ▶ 預金凍結で仕入れ・支払いが止まる
- ▶ 家族間の不公平感が生まれやすい
- ▶ 店舗兼自宅の名義問題

個人事業主の方は“事業用の財産”と“個人の財産”がひとつに混ざりがち。そのため、相続が発生すると預金が止まり、仕入れや支払いができなくなることも。

また、店舗兼自宅の名義が原因で家族間のトラブルが起きやすいのも特徴です。

# よくある相続トラブル

- ▶ 店舗兼自宅の分け方で揉める
- ▶ 事業を継ぐ子 vs 継がない子
- ▶ 売掛金・在庫の扱い
- ▶ 借入金の承継

実際に多いのは“店舗兼自宅”の扱いです。

事業を継ぐ子と継がない子の間で不公平感が生まれやすい。

また、売掛金や在庫、借入金の扱いも相続では大きな問題になります。

## 遺言書があると何が変わる？

- ▶ 預金凍結の解除が早い
- ▶ 店を継ぐ人がスムーズに動ける
- ▶ 家族の負担が大幅に軽減
- ▶ トラブル予防

遺言書があるだけで、相続手続きのスピードが全く違います。

特に個人事業主の場合、店を止めないためにも“スピード”が重要です。

## ケーススタディ 店舗兼自宅の相続（後継者あり）

### ■ 家族構成（例）

- ▶ 父：商店主（被相続人）
- ▶ 母：専従者
- ▶ 長男：店を継ぐ予定
- ▶ 長女：別世帯・事業に関与なし

# ケーススタディ

## ■ 遺言書がない場合

- ▶ 店舗兼自宅は 法定相続分で共有状態
- ▶ 長男は店を継ぎたいが、長女の持分が発生
- ▶ 長女が「不公平」と感じ、代償金を要求
- ▶ 代償金の金額で揉める
- ▶ 不動産の名義変更が進まず、
- ▶ 長男は銀行融資・補助金申請ができない
- ▶ 結果：事業の運営に支障が出る

# ケーススタディ

## ■ 遺言書がある場合

- ▶ 店舗兼自宅を 長男に相続させると明記
- ▶ 長女には預金の一部を渡すなど 代償措置 を記載
- ▶ 遺言執行者を指定しているため手続が迅速
- ▶ 長男はすぐに名義変更でき、
- ▶ 事業継続がスムーズ
- ▶ ■ このケースのポイント
- ▶ 店舗兼自宅は 事業の生命線
- ▶ 共有状態はトラブルの元
- ▶ 遺言書で「誰に継がせるか」を明確にすることが最重要

## ケーススタディ 後継者がいない（廃業・売却・第三者承継）

### ■ 家族構成（例）

- ▶ 父：商店主
- ▶ 母：専従者
- ▶ 子ども2人：どちらも事業を継がない

# ケーススタディ

## ■ 遺言書がない場合

- ▶ 店舗設備・在庫の扱いが不明
- ▶ 廃業手続を家族が調べながら実施
- ▶ 在庫処分・取引先への連絡が遅れ、トラブルに
- ▶ 家賃・光熱費などの支払いが続く
- ▶ 家族が疲弊し、精神的負担が大きい

# ケーススタディ

## ■ 遺言書がある場合

- ▶ 廃業の方針を明記
- ▶ 在庫処分の方法
- ▶ 取引先への連絡方法
- ▶ 店舗設備の売却先（例：同業者・中古業者）
- ▶ 遺言執行者が実務を代行
- ▶ 家族の負担が大幅に軽減
  
- ▶ ■ このケースのポイント
- ▶ 後継者がいない場合こそ 遺言書の価値が最大化
- ▶ 廃業・売却・第三者承継の方向性を示すだけで家族が救われる
- ▶ 遺言執行者の指定が特に重要

# ケーススタディ

## ■ 共通して言えること

- ▶ 遺言書があると 事業が止まらない
- ▶ 家族の負担が大幅に軽減
- ▶ トラブルの芽を事前に摘める
- ▶ 個人事業主は「財産 = 事業」なので遺言書の効果が大きい

# 自筆証書遺言

遺言者本人が、遺言書の全文・日付・氏名を自筆で書き、押印して作成する遺言書の方式

## ■ 基本的な特徴

- ▶ 全文・日付・氏名を本人が手書き
- ▶ 費用ゼロ
- ▶ いつでも作れる
- ▶ 法務局の「自筆証書遺言保管制度」を使うと安全性UP

# 自筆証書遺言

- メリット（実務での強み）
  - ▶ 費用がかからない  
⇒公証役場の費用が不要。
  - ▶ 思い立ったらすぐ書ける  
⇒病気・入院など急ぎの場面で強い。
  - ▶ 内容を誰にも知られずに作れる  
⇒→家族に知られたくない事情がある場合に有効。

# 自筆証書遺言

## ■ デメリット（実務でのリスク）

### ▶ 形式不備で無効になりやすい

例：日付が「令和6年5月吉日」 → 無効

署名がない

財産の特定が不十分

書き方が曖昧

### ▶ 家庭裁判所の「検認」が必要

→ 相続開始後、手続きが遅れる

→ 個人事業主の場合、事業が止まるリスク

### ▶ 紛失・改ざんの危険

→ 家族が見つけられないケースが多い

## 法務局の「自筆証書遺言保管制度」

自筆証書遺言を法務局で安全に保管してもらえる制度

原本を法務局が保管し、自宅保管の弱点（紛失・改ざん・未発見・検認の必要）を解消

- ▶ 改ざん・紛失の心配なし
- ▶ 検認が不要
- ▶ 相続人が全国どここの法務局でも取得可能
- ▶ 「保管制度の利用」は必須レベルでおすすめ

# 公正証書遺言

公証役場で公証人が遺言者の意思を聞き取り、証人2名の立会いのもとで作成する遺言書です。 原本は公証役場で保管

- ▶ 公証役場で作成
- ▶ 公証人が内容をチェック
- ▶ 原本は公証役場で永久保管
- ▶ 家族が迷わない“最も確実な遺言書”

# 公正証書遺言

## 公証役場

公証人（元裁判官・元検察官などの法律専門家）が、公正証書を作成し、その内容を公的に証明する国の機関

法務省の管轄で、全国に約300か所

京都市：京都公証人合同役場（中京区）

# 公正証書遺言

- メリット（実務での強み）
  - ▶ 形式不備の心配ゼロ
    - ⇒公証人が法律に沿って作成するため、無効リスクがゼロ
  - ▶ 検認が不要
    - ⇒相続開始後すぐに手続きができる
    - ⇒個人事業主にとっては 事業を止めない最大のメリット
  - ▶ 原本が公証役場に保管される
    - ⇒紛失・改ざんの心配なし
    - ⇒家族が探す必要なし
  - ▶ 証人2名が立ち会うため、後日の争いに強い
    - ⇒「本当に本人が書いたのか？」という争いを防げる

# 公正証書遺言

## ■ デメリット

- ▶ 費用がかかる  
⇒公証役場の手数料（数万円 財産額により変動）
- ▶ 公証役場に行く必要がある
- ▶ → ただし出張対応も可能（別途費用）
- ▶ 証人が必要なため、完全な秘密にはしづらい

# 公正証書遺言

## ■ デメリット

- ▶ 費用がかかる  
⇒公証役場の手数料（数万円 財産額により変動）
- ▶ 公証役場に行く必要がある
- ▶ → ただし出張対応も可能（別途費用）
- ▶ 証人が必要なため、完全な秘密にはしづらい

ですが・・・

個人事業主の方には、基本的に“公正証書遺言”をおすすめしています。

理由は、もっとも確実な遺言方法だからです。

# 遺言書作成の流れ

- ▶ 財産の棚卸し
- ▶ 家族の意向確認
- ▶ 文案作成
- ▶ 公証役場で作成
- ▶ 保管・伝達方法を決める

遺言書作成は、実は“順番”が大事です。

特に財産の棚卸しと家族の意向確認は欠かせません。

# 財産棚卸しのポイント

- ▶ 事業用と個人用を分ける
- ▶ 店舗・設備・在庫
- ▶ 売掛金・買掛金
- ▶ 事業用口座

個人事業主の方は、事業用と個人用が混ざりやすいので、棚卸しの段階で分けておくと遺言書が作りやすくなります。

# 家族会議のすすめ方

- ▶ 事業を継ぐ人の意思確認
- ▶ 継がない家族への配慮
- ▶ 店の将来像を共有

家族会議は“揉めないための予防策”です。

事業を継ぐ人と継がない人のバランスをどう取るかが重要です。

## 遺言書作成前に知るべき「相続の基本」

### ■ 法定相続人とは？

- ▶ 遺言書がない場合、法律が「誰が相続人か」を決めます。
- ▶ 配偶者：常に相続人
- ▶ 第1順位：子（代襲相続あり）
- ▶ 第2順位：父母
- ▶ 第3順位：兄弟姉妹（甥姪まで代襲）

# 遺言書作成前に知るべき「相続の基本」

## ■ 法定相続分（遺言がない場合の取り分）

- ▶ 例：配偶者＋子2人 → 配偶者 $1/2$ 、子 $1/4$ ずつ
- ▶ 例：配偶者＋父母 → 配偶者 $2/3$ 、父母 $1/3$

## ※遺留分（最低限の取り分）

遺言で自由に配分できても、以下には最低限の取り分があります。

- ▶ 配偶者
- ▶ 子
- ▶ 父母

※兄弟姉妹には遺留分なし

# 遺言書作成前に知るべき「相続の基本」

## ■ 相続財産の範囲

相続の対象になるもの

- ▶ 不動産（自宅・店舗・土地）
- ▶ 預貯金
- ▶ 株式・投資信託
- ▶ 車両
- ▶ 事業用資産（設備・在庫・売掛金）
- ▶ 借金（マイナスも相続）

相続の対象にならないもの

- ▶ 生命保険金（受取人指定あり）
- ▶ 墓地・仏壇などの祭祀財産

# 遺言執行者

- ▶ 預金解約
- ▶ 名義変更
- ▶ 不動産登記

遺言執行者は、遺言の内容を実際に実行する“相続手続の責任者”です。

遺言書の内容を実現するために、相続人に代わって“単独で”相続手続を行う権限を持ちます。

個人事業主の場合、預金や不動産の手続が多いため、“誰がやるのか”を決めておくことが非常に大切です。

## 法定相続情報一覧図

- ▶ 相続手続では、被相続人の出生から死亡までの戸籍、相続人全員の戸籍 など、大量の戸籍書類が必要
- ▶ これを毎回提出するのは大変なので、法定相続情報一覧図が“戸籍の束の代わり”になる

被相続人（亡くなった方）と、その戸籍から判明する“法定相続人”を一覧にまとめた図

法務局が内容を確認し、認証文付きの写しを交付してくれる制度の中心となる書類

戸除籍謄本の束の代わりに使える“相続関係の証明書”として、相続登記や預金払戻しなど多くの相続手続で利用できます

## 付言事項

- ▶ 私が長男〇〇に店舗兼自宅を相続させるのは、長年店を支えてくれたこと、今後も事業を継続してくれることを期待しているためです。
- ▶ 長女〇〇には、これまでの感謝の気持ちを込めて預金の一部を渡します。
- ▶ どうか兄妹仲良く、協力してこの遺言を実現してくれることを願っています。

**遺言書の中で、財産の分け方以外に、遺言者の気持ち・理由・想いを書く部分のこと。法的拘束力はないが、相続トラブルを防ぐ効果が非常に高い。**

**⇒遺言書は「自分の意思や想いを確実に伝えるための手段」**

# 遺産分割協議書

- ▶ 相続人全員で「遺産をどう分けるか」を話し合い、その合意内容を書面にまとめたもの
- ▶ 法的には「遺産分割協議の結果を証明する書類」であり、不動産の名義変更や銀行手続に必須となることが多い
- ▶ 遺産分割協議書が必要になるケース
  - 遺言書がない
  - 遺言書はあるが、財産の一部しか書かれていない
  - 遺言書とは異なる遺産分割をしたい